

別海町議会会議録

第1号(平成23年9月13日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出議案の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第40号 | 平成23年度別海町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 議案第41号 | 平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議案第42号 | 平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議案第43号 | 平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第44号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第45号 | 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第46号 | 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第47号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第14 | 議案第48号 | 和解及び損害賠償額の決定について |
| 日程第15 | 議案第49号 | 尾岱沼漁港における公有水面埋立について |
| 日程第16 | 議案第50号 | 町道の認定及び廃止について |
| 日程第17 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第18 | 認定第 1号 | 平成22年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 2号 | 平成22年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第 3号 | 平成22年度別海町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第 4号 | 平成22年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第 5号 | 平成22年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第 6号 | 平成22年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第 7号 | 平成22年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |

認定について

- 日程第 2 5 認定第 8 号 平成 2 2 年町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 2 6 認定第 9 号 平成 2 2 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 2 7 報告第 4 号 平成 2 2 年度別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 町長行政報告及び提出議案の概要説明
日程第 6 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 7 議案第 4 1 号 平成 2 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8 議案第 4 2 号 平成 2 3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9 議案第 4 3 号 平成 2 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0 議案第 4 4 号 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1 議案第 4 5 号 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2 議案第 4 6 号 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 1 3 議案第 4 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 1 4 議案第 4 8 号 和解及び損害賠償額の決定について
日程第 1 5 議案第 4 9 号 尾岱沼漁港における公有水面埋立について
日程第 1 6 議案第 5 0 号 町道の認定及び廃止について
日程第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 8 認定第 1 号 平成 2 2 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9 認定第 2 号 平成 2 2 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0 認定第 3 号 平成 2 2 年度別海町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1 認定第 4 号 平成 2 2 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2 認定第 5 号 平成 2 2 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 3 認定第 6 号 平成 2 2 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 4 認定第 7 号 平成 2 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 5 認定第 8 号 平成 2 2 年町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 2 6 認定第 9 号 平成 2 2 年度別海町水道事業会計決算認定について

日程第27 報告第 4号 平成22年度別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○出席議員（18名）

1番	木	嶋	悦	寛	2番	松	壽	孝	雄		
3番	森	本	一	夫	4番	今	西	和	雄		
5番	西	原		浩	6番	杳	澤	昌	廣		
7番	小	林	敏	之	8番	安	部	政	博		
9番	瀧	川	榮	子	10番	山	田		信		
11番	丹	羽	勝	夫	12番	松	原	政	勝		
13番	戸	田	博	義	14番	戸	田	憲	悦		
15番	中	村	忠	士	16番	佐	藤	初	雄		
副議長	17番	安	田	輝	男	議長	18番	渡	邊	政	吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	水	沼	猛	副町長	磯	田	俊	夫								
教	育	長	山	口	長	伸	代表監査委員	鈴	木	英	世						
監	査	委員	下	川	原	洋	教育委員長	大	塚	保	男						
選	管	委員	長	高	崎	好	藏	農業委員会会長	松	田	寅	義					
総	務	部	長	小	守	正	福祉部長	田	村	秀	男						
産	業	振	興	部	長	土	井	一	典	建設水道部長	根	本	幸	三			
教	育	部	長	大	島	登	監査委員事務局長	半	田	雅	代						
農	委	事	務	局	長	森	本	哲	男	病院事務長	真	籠	毅				
会	計	管	理	者	上	月	昭	彦	総務部次長	有	田	博	喜				
福	祉	部	次	長	松	本	光	永	福祉部次長	齋	藤	英	彦				
福	祉	部	次	長	松	壽	和	広	産業振興部次長	笠	原	悦	雄				
建	設	水	道	部	次	長	天	田	豊	総務課長	宮	部	正	好			
総	合	政	策	課	長	有	田	博	喜	財政課長	竹	中	仁				
総	務	課	参	事	佐	藤	則	夫	税務課長	田	保	圭	乙				
福	祉	課	長	佐	藤	英	敏	福祉課参事	清	水	純	夫					
町	民	課	長	齋	藤	英	彦	特老建設準備室長	松	本	光	永					
保	健	課	長	佐	々	木	勉	老健事務長	清	尾	昌	弘					
特	養	施	設	長	村	井	勉	デイサービスセンター施設長	中	澤	庄	一					
農	政	課	長	山	崎	茂	環境特別推進室長	登	藤	和	哉						
水	産	み	ど	り	課	長	笠	原	悦	雄	商工観光課長	岡	田	一	芳		
管	理	課	長	小	西	健	夫	事業課長	天	田	豊						
事	業	課	技	術	長	山	岸	英	一	上下水道課長	永	野	寛	昭			
(病	院	建	設	準	備	室	長	学	涯	学	習	課	長	下	地	哲
学	務	課	長	藤	原	繁	光	生涯学習課長	出	納	室	長	相	山	一	晴	
図	書	館	長	中	川	浩											

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

若干時間前ですけれども、皆さんおそろいでございますので、始めたいと思います。

ただいまから、平成23年第3回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

14番戸田憲悦議員、15番中村議員、16番佐藤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員会委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（戸田博義君） 8月25日、9月2日、8日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で22件であります。

提出されました議案は、平成23年度補正予算4件、条例の制定1件、一部改正2件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、和解及び損害賠償額の決定についてが1件、公有水面埋立1件、町道の認定及び廃止が1件、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、平成22年度各会計決算認定が9件、平成22年度別海町健全化判断比率及び資金不足比率報告が1件であります。

これら提出案件のうち、平成22年度各会計決算認定の9件を除いては、委員会の付託は省略すべきものと決定いたしました。

また、平成22年度各会計決算認定第1号から第9号までの9件につきましては一括議題とし、平成22年度各会計決算審査特別委員会を設置して、慎重な審議をすべきものといたしました。

なお、特別委員会の構成につきましては、松壽議員、今西議員、西原議員、沓澤議員、小林議員、瀧川議員、丹羽議員、安田議員の8名を選任すべきものと決定をいたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村忠士議員、西原浩議員、森本一夫議員、瀧川

榮子議員の4名で、全員が一問一答方式であります。質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と、町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員提出案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は、8件であります。まず、地方財政の充実・強化を求める意見書を丹羽議員から、釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書を西原議員から、TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書を沓澤議員から、道路整備に関する意見書を安部議員から、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を安田議員から、原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める意見書及び国民健康保険に対する国庫負担増額を求める意見書の2件を瀧川議員から、JR三島・貨物会社の経営安定に関する意見書を木嶋議員から、それぞれ提出いたします。いずれも最終日に提案されることとなっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、9月13日から16日までの4日間とし、1日目は町長提出議案の内容説明、質疑を行うことといたしました。2日目は、一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を行います。4日目、最終日は町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決などを行うことといたしました。

なお、本定例会において、休会日を1日設けております。各常任委員会での所管事務調査や討議の時間が、十分に確保できる日程について配慮したものです。各常任委員会の運営等につきましては、委員長を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、いわゆる反問権についてですが、反問権制度は、議員の質問に対して、論点、争点を明確にするためのもので、質問、回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。このことにつきましても、町長を初め、執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議いたしました内容について御報告申し上げます。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日から9月16日までの4日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 町長行政報告及び提出議案の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成23年第3回の定例町議会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、行政報告並びに提出議案の概要説明を申し上げます。

まず初めに、産業の動向等について御報告を申し上げます。

一つ目は、家畜の暑熱被害についてでございます。

ことしの夏につきましては、昨年引き続き猛暑となりまして、さらに湿度も高くなったことから、家畜の暑熱被害が心配されましたが、町内では6月1日から8月28日までの間に、乳用牛の13頭が日射病・熱射病にかかったことが確認をされております。このうち死亡、あるいは廃用がそれぞれ各1頭で、残り11頭については無事に回復をしたと、お聞きをいたしているところでございます。今後も残暑が続くとの予報もございまして、町内の酪農・畜産農家の皆様方におかれましては、十分な暑熱対策の実施をお願いをいたしたいと思っております。

二つ目が、酪農畜産情勢についてでございます。

町内の生乳生産量につきましては、7月末の数字となりますが、27万6,000トン、対前年比98%、販売額では230億5,000万円、対前年比97.3%、乳量で2%減、乳代で2.7%減、いずれも前年実績を大きく下回っている状況となっております。

乳量が前年を下回った要因といたしましては、昨年の猛暑による受胎率の低下及び受胎時期のおくれから、分娩ピークが7月から8月に迎えたことや、7月上旬からの暑さも一因と考えておりますが、9月においても平均気温が高くなっていることから、引き続き暑熱対策が必要と考えているところでございます。

乳代につきましては、プール乳価でキロ約2円を4月にさかのぼって値上げとなりますが、用途別の平均価格でありまして、生産乳量がキロ2円上がるものではございません。このようなことから、販売額の低下は、乳量及び乳成分の落ち込みが大きな要因と考えられます。

また、秋以降、分娩のおくれていた乳牛の泌乳期と重なり、本年産のできのよい一番草の給餌が開始されることで、今後の乳量増を期待しているところでございますが、暑熱ストレスの影響がどの程度のものになるか、今後、注視していかなければならないと考えております。

牧草の生育状況及び農作業の状況でございますが、5月まで続いた低温傾向が6月以降回復したことで、平年を上回る高温多照な状況が続いたことから、9月1日現在、牧草の生育は平年より1日おくれ、農作業状況については2日おくれの状況となっております。

また、飼料用のトウモロコシにつきましては、平年より3日早い生育状況であるとお聞きをしております。

大震災の原発事故後において、肉用牛の放射性セシウム汚染問題が発生しまして、肉用牛農家の経営についても懸念をされていたところでございますが、先月、国内最大規模の畜産会社が倒産、民事再生法適用申請をいたしております。

この畜産会社では、本町でも8カ所の預託先牧場で1,300頭余りを飼養しており、地域に与える影響もあることから、今後も預託者等からの情報収集を図り、関係機関・団体と連携を密にするとともに、肉用牛市場取引価格等の動向について、注視をしていかなければならないと考えているところでございます。

三つ目ですが、水産業の情勢でございます。

ホタテの春漁につきましては6月末で終漁し、数量では、一昨年は2万6,817トン、昨年は1万8,593トン、そして本年につきましては、前年比84%の1万5,649トンということで低調となりましたが、魚価高に助けられまして、金額では前年比118%の40億9,000万円の水揚げとなっております。しかしながら、年々数量が減少している、このことが明らかになったところでございます。

ホッカイシマエビの春漁については、東日本大震災の津波の影響で藻場が流失したこともありまして、20年ぶりに秋漁の中止を決定しましたが、6月20日から7月20日までの操業におきましては、数量は前年比40%の10トン、大幅に減少をしております。金額でも前年比80%の5,200万円となったところでございます。

秋サケ定置網漁につきましては、昨年は高水温の影響で魚群が岸へ寄りつきが少なかったことから、数量で前年比62%、金額で68%と大変厳しい状況となりましたところがありますので、本年は昨年の不漁を取り戻そうとの期待の中、9月1日に漁が始まりました。9月8日現在の漁の状況につきましては、昨年と比較をいたしまして数量で77.7%と、昨年に引き続き厳しいスタートとなっていると聞いております。今後の漁獲増に期待をいたしているところでございます。

四つ目の観光についてでございますが、本年8月末現在の本町の観光入り込み数につきましては、本町の特産食材による地域活性化のため開催した第2回別海町ジャンボホタテまつり、また、第51回尾岱沼えびまつりのイベントの集客効果などによりまして、前年比4%増の15万3,100人となっておりますが、野付半島につきましては、震災や景気による経済情勢悪化などもありまして、前年比6.4%減の8万5,600人とどまっております。

このような状況の中、4月にオープンをいたしました道の駅「おだいとう」（北方展望塔）でございますが、8月末までの5カ月間で5万人を超えます来場者があり、今後、北方展望塔へのエレベーターの設置も予定されておまして、新たな観光集客スポットとしても活用を図ってまいりたいと考えております。

また、本町への観光客の入り込みも減少傾向にありまして、通過型観光が続いておりますが、昨年からは体験型観光資源や北方領土を間近に体験できるという地域の特性を生かし、修学旅行等の誘致に向け、根室振興局と管内1市4町、また、観光関係機関による「根室地域修学旅行等誘致検討会」、また、体験型観光の振興などへの意見交換なども積極的に行われておまして、これからも体験・滞在型観光の推進に力を注いでいく必要があると考えているところでございます。

五つ目については、商工業の現状についてでございますが、震災の影響による物資の品薄や高騰、あるいは景気の低迷や急激な円高などによりまして、非常に厳しい経営状況におかれていると承知をしております。このような厳しい状況下ではありますが、本町にお

きましては起業家支援を推進するとともに、昨年から実施しております「地域貢献中小企業支援事業」（エコ型住宅）でございますが、これにつきましても町内建設業者の住宅建設受注がふえてきている状況にもございますので、補正予算による追加支援により対応してまいりたいと考えております。

また、商工会青年部の皆さんや商工業振興協同組合など若い経営者グループの方々が、商工会を中心に地元商店街や飲食店などと連携をしまして、さまざまなイベントや取り組みを行っておりますので、地元の商店街の振興発展と地域活性化のため、大いに期待をいたしているところでございます。

以上、行政報告といたします。

次に、本定例会に提出をさせていただきました議案の概要について、御説明を申し上げます。

このたび提出させていただきました案件につきましては、議案 11 件、諮問 1 件、認定 9 件と報告 1 件の計 22 件でございます。

議案第 40 号から議案第 43 号までの 4 件につきましては、平成 23 年度の各会計の補正予算でございます。一般会計で 6,620 万円、国民健康保険特別会計で 1,150 万円、介護保険特別会計で 3,087 万円をそれぞれ増額するほか、下水道事業特別会計で 30 万円を減額補正するものでございます。

議案第 44 号につきましては、別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例の改正につきましては、本年 6 月 22 日に成立をいたしました現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、これの 6 月 30 日の施行を受けまして、本町条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第 45 号につきましては、別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本議案につきましても、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が 7 月 29 日に施行されたことに伴いまして、本町の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第 46 号につきましては、別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。本議案につきましては、町営畜牛育成牧場の管理等について、今後において指定管理者にも管理を行わせることができるよう条文を追加し、全部改正を行うものでございます。

議案第 47 号につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。さきに議決をいただいております中春別、上春別及び西春別辺地の公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 48 号につきましては、和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本議案につきましては、8 月 3 日に発生をいたしました職員の加害事故において、町の損害賠償責任を認め、被害者と和解し、損害賠償額を決定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 49 号につきましては、尾岱沼漁港における公有水面埋立についてでございます。尾岱沼漁港の公有水面の埋め立てに当たりまして、知事から埋立免許出願に係る意見を求められましたので、異議がない旨、答申するための議会議決を求めるものでございます。

議案第 50 号につきましては、町道の路線認定及び廃止についてでございます。このた

び1路線の認定と、2路線について廃止をいたしたいとするものでございます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。本町では、現在5名の方が人権擁護委員として活躍されておられますが、このたび12月31日付で1名の方が任期満了を迎えることから、法務大臣への候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

認定第1号から認定第9号までの9件につきましては、平成22年度別海町各会計の歳入歳出決算認定についてでございます。各決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけまして、議会の認定に付するものでございます。

最後になります。報告第4号につきましては、平成22年度別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して、議会へ報告するものでございます。

以上、全部で22件の案件を提出させていただきましたが、この定例会においてぜひ御決定を賜りますようお願いを申し上げます。議案の概要説明といたします。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君）　　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております、日程第6 議案第40号から日程第17 諮問第1号までの12件、及び日程第27 報告第4号の合わせて13件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　　異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第40号から日程第17 諮問第1号までの12件、及び日程第27 報告第4号の合わせて13件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第40号

○議長（渡邊政吉君）　　日程第6 議案第40号平成23年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君）　　議案第40号の内容について御説明を申し上げます。

別冊の平成23年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

平成23年度別海町一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,620万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6,340万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入で、補正額の欄で申し上げます。

10 款地方交付税、1 項で1,099 万7,000 円の減。

14 款国庫支出金、3 項で48 万4,000 円の増。

15 款道支出金、2 項で563 万円の増。

18 款繰入金、1 項で2 億5,160 万円の減。

19 款繰越金、1 項で2 億3,426 万1,000 円の増。

20 款諸収入、5 項で16 万3,000 円の増。

21 款町債、1 項で8,825 万9,000 円の増。

歳入合計で、6,620 万円を増額し、歳入予算の総額を148 億6,340 万円とするものです。

続いて、3 ページの歳出です。

2 款総務費、1 項と2 項で361 万1,000 円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で51 万5,000 円の増。

4 款衛生費、1 項と2 項で116 万7,000 円の増。

6 款農林水産業費、1 項と3 項、4 項で4,256 万7,000 円の増。

7 款商工費、1 項で1,882 万円の増。

8 款土木費、3 項で150 万円の減。

10 款教育費、5 項で102 万円の増。

歳出合計で、6,620 万円を増額し、歳出予算の総額を148 億6,340 万円とするものです。

次に、4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正です。

今回の補正は3 件で、すべて限度額の変更をしようとするものです。

まず、中春別へき地保育園改築事業は、事業内容の精査により限度額を100 万円減額し、補正後の限度額を1 億6,300 万円とするものです。

次に、特定間伐等推進対策事業は、道補助金の増額により限度額を460 万円減額し、補正後の限度額を1,190 万円とするものです。

3 件目は、臨時財政対策債で、額の確定により限度額を9,385 万9,000 円増額し、補正後の限度額を4 億9,385 万9,000 円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計では、補正前限度額、11 億4,450 万円に8,825 万9,000 円を増額し、補正後限度額を12 億3,275 万9,000 円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1 の総括は省略し、2 の歳入から説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。

款項の金額は省略し、目の補正額の欄で申し上げます。

2、歳入です。

10 款地方交付税、1 項1 目地方交付税1,099 万7,000 円の減、普通交付税の額の確定によるものです。

14 款国庫支出金、3 項2 目民生費国庫委託金48 万4,000 円の増は、子ども手当

事務費委託金の確定によるものです。

8ページをお開き願います。

15款道支出金、2項2目民生費補助金25万円の減、地域活動支援センター等事業費補助金、補助率の変更によるものです。

5目農林水産業費補助金588万円の増、強い農業づくり補助金、未来につなぐ森づくり推進事業補助金の増額などです。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は2億5,160万円の減で、今回の減額後の財政調整基金繰入後の予算額は2億2,220万円となりまして、予算計上しない基金の残高は16億9,778万7,000円となります。

9ページです。

19款繰越金、1項1目繰越金2億3,426万1,000円の増、前年度決算による増額です。

20款諸収入、5項5目雑入16万3,000円の増。

次に、21款町債の補正内容につきましては、先ほど、第2表地方債補正で御説明のとおりです。

1項1目民生債100万円の減。

2目農林水産業債460万円の減。

5目臨時財政対策債9,385万9,000円の増となります。

次に、歳出です。11ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費、1項1目一般管理費30万円の増、記念誌作成事業補助金です。

5目財産管理費181万1,000円の増。これにつきましては、断熱畳の購入などによる防災センター等管理経費の増が主なものとなっております。

次に、12ページをお開き願います。

2項2目賦課徴収費150万円の増。法人町民税中間申告、個人町民税確定申告等にかかわる過誤納還付金です。

13ページで、3款民生費、1項2目老人福祉費41万円の増、特別養護老人ホーム建設準備室事務経費の増です。

5目障害者福祉費85万3,000円の増、平成22年度障害者自立支援給付費確定による返還金です。

2項5目へき地保育園費74万4,000円の減、上春別へき地保育園改築事業で、国有地取得のための測量委託料が増。14ページ、上段の説明欄になりますけれども、工事請負費の減、外構工事設計委託料の増などで、中春別へき地保育園改築事業費が減額となるものです。

次に、15ページになります。

4款衛生費、1項2目予防費80万円の増。昨年までの新型インフルエンザ対象分が、本年度は季節性へ移行となったことから、当該予防接種事業費を増とするものです。

3目環境衛生費14万5,000円の増、墓地管理事業経費の増です。

2項3目じん芥処理場費22万2,000円の増は、じん芥処理場浸出水処理施設、修繕料の増額です。

16ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費21万6,000円の減、事業確定による補助

金の減額です。

3目農業振興費3,161万6,000円の増。資源循環施設利活用整備事業で、中西別の別海資源循環施設取得のため家屋等購入費、土地購入費を計上するほか、強い農業づくり交付金事業の増額をするものです。

5目育成牧場費40万円の増、育成牧場運営経費の修繕料の増です。

3項1目林業総務費8万7,000円の増。

2目林業振興費84万円の増は、各事業、事業量の確定によるものです。

4項2目水産業振興費974万円の増。こちらの内容は、漁業支援等緊急対策事業といたしまして、野付漁業協同組合が実施する異常発生したヒトデの駆除事業、及びこの春の震災における津波で被災したホッカイシマエビ生息域の藻場保全調査事業に対して補助を行おうとするものです。

3目漁港管理費10万円の増は、別海漁港進入路案内板の設置費です。

18ページをお開き願います。

7款商工費、1項1目商工業振興費1,882万円の増、地域貢献中小企業支援事業は、エコ型住宅補助金の増額です。商工業振興経費は、地元商工業者が平成13年度以前に借り入れた融資資金を繰り上げ償還したことによりまして、全額償還後に給付するとした保証料補助金の繰り上げ償還対象分を増額とするものです。

次に19ページで、8款土木費、3項1目下水道費150万円の減、下水道事業予算補正に伴う繰出金の減額です。

20ページをお開き願います。

10款教育費、5項1目社会教育総務費20万1,000円の増、奥行地区文化財保護整備事業の看板書きかえ手数料の増などです。

4目青少年教育費81万9,000円の増は、文化、スポーツ競技にかかわる派遣費補助金の増額です。

以上で、議案第40号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第40号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

16番佐藤議員。

○16番（佐藤初雄君） 前にもあったか、ちょっと聞き忘れてわかりませんが、強い農業づくりの補助金ということで60数万円です。ちょっと中身、もう一度御説明いただければなと思いますけれども。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 今の強い農業づくり補助金の関係でございますけれども、この内容につきましてはサイレージ用トウモロコシの作付の限界地と申しますか、別海町がその該当するわけでございますけれども、この地域において安定栽培が可能かどうかという実験実証をする事業でございます。

これまで3年目となりますけれども、事業の中身、今年度を紹介いたしますと、実証畑面積は12ヘクタール、作付する品種においては2種類のものでございます。事業実施団体につきましては1団体、内容につきましては間接補助事業ということで、北海道が一般交付金化された中から、裁量により北海道として決められた事業でございます、上限の決められている内容でございます。よって、今回66万3,000円を歳入として、事業

を今回提案させていただく内容でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 同じく16ページの公有財産購入費というところなのですが、先ほどの説明もありましたように、譲渡していただくことになったということなのですが、あの施設を。それで自分の記憶でいきますと、もしかしたら国からの無償譲渡ということであったのかなというふうに記憶しているのですが、その辺確認と、もしこういう形で有償になった場合に、どのような経緯で有償になったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えしたいと思います。

当初、この循環施設につきましては、町のほうとしても、ぜひ無償で譲渡してくださいというような形で、国、それから寒地土木研究所というところが所管しておりますけれども、そこに交渉してまいった経過がございます。しかし、基本的には国の施設ということで、国のほうの判断として、この施設については有償譲渡、もしくは返納させるというようなことが決定されたところでございます。

このような判断を受けまして、町のほうとしては7月7日に国のほうから、地方自治体に限定されておりますけれども、公募されたという、3カ月間の公募ということでございますので、10月7日までの3カ月になるかと思いますが、この期間で各自治体、別海町も含めて各自治体のほうに公募するというような形でございましたので、今回、予算を計上いたしまして、この施設を取得するという形にしたものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員。

○4番（今西和雄君） それはわかったのですが、当初、無償で譲渡という約束はしてなかったということなのですね、確認、その部分だけ。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 当初、無償でというお話をさせていただいたのですが、無償で。研究施設ということもあって、この研究が終了した時点で、ぜひ別海町のほうに無償で譲渡してほしいと、そういう希望をお伝えしていたところでございます。それが最終的にかなわなかったということになるかと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 16ページです。産業の後継者のお見合い大作戦ということで、本当にたくさんの方が参加して下さって、いい内容のものができてきたのではないかと考えていたのですが、この事業としての実施後の現在の成果について、一つ目としてお聞きします。

それと、18ページです。エコ型住宅の助成ということで、今回、建設がふえているということで補正予算が組まれました。大変うれしいことなのですが、説明の中では建設がふえているということでの補正予算の増額ということのように聞こえたのですけれど

ども、町の補助金交付要項の中には、増改築に関しても補助するということなのですが、その点、主としてどのようなところに利用されたのか、新築なのか、それとも増改築になったのか。利用件数がどれぐらいあって、中小企業者の皆さんにはどれぐらいの金額的な効果があったのかというようなことについて、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 6月の定例会におきまして、産業後継者お見合い大作戦助成事業を認めていただいたところでございます。

町内におきまして参加男性、結果としましては17名の酪農家の男性が参加されました。全国から女性の方が34名結果的に参加をいただきまして、**放映**等でも皆さん御存じかと思えますけれども、8組がめでたくカップリングとなったところでございます。後に、今の経過ということでございますので、2組が残念でございますけれども、交際を断念し、残り6組において今現在交際中、あと、その中の1組が年内に婚礼までたどり着くというようなことも聞いております。

事業の成果という中身では、結果としては、こういうことでございますけれども、全体を、別海町を知っていただける機会としては、大きな成果のあらわれが今後、出てくるのかなということも担当としては期待しているところです。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田一芳君） ただいまのエコ型住宅の件でございますけれども、22年度の実績といたしますか、23年度まだ途中なものですから、22年度の実績といたしまして、新築で23件、増改築で合わせまして15件の実績がございます。金額で言いますと、新築で1,200万円程度、増築は申し込みがなかったものですから、改築になりますけれども、改築で280万円程度になると思います。

事業の効果といたしましては、実際には、まだ検証自体ができておりませんが、金額的なベースでは町内建築業の受注件数でいくと、3億円程度あるのではないかと見込まれております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この効果について、ぜひどれぐらい中小業者の方について、利益的に効果があったのかということ、検証続けていただきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 今の2件目の質問の効果ですか。回答要らない。はい、わかりました。

ほかに御質問ございますか。

12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 先ほど、4番の今西議員が質問されましたことに関連するのですが、今、国から譲り受けた資源循環施設利活用というこういう施設なのですが、これは受けることは今説明あったようにわかりますが、今後、町はこの施設をどのように利用していくのか。そういう計画がもしあるのだったら、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

御承知のように、日本は資源小国ということでございまして、特にエネルギーに関しては、ほぼ100%輸入に頼らざるを得ないという状況にあります。

また、食料自給率200%を誇る北海道についても例外ではなく、とりわけ道東、この根室管内における電力の自給率がゼロに等しいということは、道内各地からの供給に頼らざるを得ないということは、議員の皆さんも御承知のことと思います。

町では、このような状況を認識いたしまして、平成14年度にNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）これの支援を受けまして、別海町が持つ潜在的なエネルギーの賦存量といえますか、それと、その活用に伴うCO₂の削減量これを調査いたしました。

その結果、本町では、肉用牛から発生する畜産系のバイオマスエネルギー、この活用が最有力であるという調査結果をいただいております。一日に排出されますふん尿は5,257トン、毎日これだけ排出されるわけですが、これから推計いたしますと、バイオガスの発生量は1日、13万400立方メートルとなり、別海町需要エネルギーの44%ほどに当たるといってございまして。この家畜排せつ物をバイオガスプラントによりましてガスに変換し、地域の安定的エネルギーとして活用するというのと、発生するふん尿の消化液、これを有機肥料として地域に還元するという形で、資源循環型の酪農を築いていこうとするものでございまして。

これらのことから、試験研究施設として、別海資源循環施設が国の施設として建設されたものですが、試験期間、実証期間を経て、今、有償で譲渡を受けて、そういう形の展開を町としてもしていこうとするようなこととございまして。この計画に当たりましては、平成18年度に公表されております、別海町のバイオマスタウン構想の中でも示されておまして、そのような形の中で進めていこうとするものでございまして。

以上でございまして。

○議長（渡邊政吉君） 12番松原議員、よろしいですか。

12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 今までもそういう形で新しい何というのですか、エネルギーをあそこにつくってということで説明も受けてきたし、実際、現場を見てきたのですが、私たちの見ている範囲では、あそこでは確かにバイオガスで車は走りました、1台ね。それから、いろいろな温水をできるそういう施設にもなったのですけれども、実際、これから町があ施設を受けて、同じようなことをやっていって、採算性でどうなのでしょう。どんどんどんどん、町はそれに対する持ち出しみたいものは、これからかかっていかないのか、そこら辺の考え方というのは、見通しあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 議員、御質問のように確かにイニシャルコスト、建設に当たってのコストというのは大変高うございまして。ただ、この施設につきましては、現在、運用に当たっては、農家さんの利用料だとか、その他副資材等の受け入れによりまして、何とか運営できるような状況になっているのかなと思います。

また、この施設につきましては、いわゆる共同利用型の施設ということになっております。一番使いやすい形での利用というのは、やっぱり個別型ということになるかと思いますが、この個別型につきましては、とりあえず研修牧場のほうに設置しておりますけれども、温水利用だとか、熱の供給というような形で使うような形、将来的にはこういう形の部分についても、必要になってくるのかなというふうに思っております。

また、今、原発の問題で大変電力エネルギーの部分言われておりますけれども、この地域にでもそういう形での太陽光だとか、バイオガスのエネルギー等賦存量がございますので、そういう形での検討も進めてまいる、そういう形で使っていくような形を考えていくようなことも必要になってくるのではないかなというふうに考えておりますので、そういう方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 今、部長が説明されましたように、これからの運営についても十分検討して、負担のかからないような方法で、いずれにしても今の原発問題にしても自然エネルギー、新しいエネルギーに頼らざるを得ないのが現実でございますけれども、いずれにしてもあの施設については、これからまだまだいろいろなことが検討される余地があると思いますので、十分検討して当たっていただきたいと、このように思います。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の松原議員、そして今西議員の関連した質問になりますけれども、私、産業建設常任委員でもありますから、詳細については委員会等で聞けるかなと思うので、きょうは基本的なことについて、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点あります。1点目は、今西議員もおっしゃったように、この間の経緯の中で基本的な説明としては、無償譲渡という説明がされてきました。私も一般質問で、何回かこの問題を取り上げて、将来的には無償譲渡というふうに説明を聞いてきました。しかし、今回、買い取るという提案になっているわけですが、今まで言ってきたことと違う提案になっています。無償譲渡という説明、これは約束でもあると思うのですが、そういう約束を守るために町長はこの間どういう努力をされてきたかと、この点について1点お聞きします。

それから、2点目ですけれども、そういう説明、言ってきたことと違うことになるのであれば、町当局の見通しが甘かったと、指摘されても仕方がないかなというふうに思うのです。見通しが甘かったと、私自身も思うのですけれども、町長はこの点どうお考えになっていますか、これが2点目です。

それからもう1点、最後ですけれども、2点目と関連するのですが、ここに至るまでの経過から酌み取るべき教訓は何だったとお思いですか、その点をお聞きします。この見通しが甘かったということは、今後も引きずるとしたら、先ほど松原議員さんが質問された一種の危惧なり不安というものを払拭しなければいけないと思うのですが、この見通しの甘さというものを引きずることにならないかどうか、その点の教訓をしっかりと引き出す必要があるというふうに思うのですが、町長のこの件に関する教訓を何だというふうに思っておられるか教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の質問にお答えをいたします。

まず、今まで町として無償譲渡で、ぜひお願いしたいということで折衝をしてきたということについては、部長が今、答弁したとおりでございます。そのころの状況と、いわば今、国の財政再建の中での国有財産の有効的に売却を進めて国庫に、国の財政再建に充てていくというような予算になっていく、そういう大きな流れの変化が現在までございました。

その中で、今回のいわゆる我々が今までこの何年間にわたりまして、無償譲渡でぜひお願いしたいということが、そういう大きな国の政策の流れの中で、変化の中で変わってきたのだ。そういうことを今の段階では、そういう流れの中で最低限の譲渡価格だと、私は思っておりますが、そういうことに相なったということでございまして、このことについては、今見通しが甘いと、現実こういう形になってきましたので、そこまで読み切れないということは、議員各位の皆さんにもその見通しについて、我々もそこまでは読み切れなかったということについては、その数年前の時点においては読み切れなかったということについては、ぜひ御理解をいただけるのではないかなと、そのように思っております。そういう大きな変化の国の流れの中で、今回、無償譲渡にはならないということになったということでございます。そういうことで、見通しが甘いということについては、我々としてはそのようなことは思っておりません。

昨年あたりぐらいからですか、なかなかそういう方向は変化してきておりましたので、そういう国の考え方の流れの変化、それは我々も理解をして、変化については我々も今回こういう形で、有償の譲渡を受けることになりました。この流れについては、国の流れが変わってきているなということは十分我々も理解をしまいついて、その中で、できるだけ安い価格で譲渡していただくように、国と折衝してきた結果でございます。

それと、酌み取る教訓ですけれども、当然、我々としてはなるべく安い譲渡価格で譲渡していただきたい、それは当然のことです。したがって、これからも今回も国との交渉の中で、それを最大限にやってみましたが、そのこと今後もそういうことがあるのであれば、今後ともそういう形で町民の貴重な税金、少しでも安く譲渡を受けられるように努力していく、そういうことであると思っております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 15番中村議員。

○15番（中村忠士君） そういう流れの変化、財政状況の変化とかということをおっしゃったわけですが、それは十分そういう状況にあるということはおわかりですが、私は、1回そういうことで無償譲渡ということによってやっていくのだというふうに言ってきた、説明してきた、これは町民に対する約束でもあろうかと思うのです。そういうことでね。それに対して町長が具体的に、それを守るためにどういう努力をされたかということをお聞いているのです。具体的には、どんな努力をされてきたのかということをお聞きしています。

それからもう1点ですけれども、見通しを誤ると、結局、町民の負担ということになるわけですよ、結果として。そういう重大な責任、判断の責任というものがあるのだということについて、町長がどのぐらい理解されているか、責任を感じておられるか、その点についてもう1度お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、私どもの先ほども答弁したように、できれば無償譲渡にさせていただきたいということで折衝してきました。そのことが、無償譲渡になりますよということで、約束をしたことはないと思っております。そういう中で、今、いわゆる寒地土研含めて、最終的には国交省の所管でありますので、そういうところで寒地土研また開発局含めていろいろところで、ぜひこの施設については無償で譲渡をしていただきたい。例えば、これを取り壊すということになれば、取り壊しにも莫大な経費がかかることとなりますので、そう考えればぜひこれは無償譲渡していただきたいということも再三にわ

たって、この数年間にわたって交渉してきた。そういうことをございますので、無償譲渡ということになりますということで、できる限り無償譲渡で譲り受けたということで交渉していくということは申しあげましたけれども、それが決まっているというような話としてはおらないと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 言葉の問題ですから、これは議事録に残っていますから、その精査を町長もしてください。私もします。

私が、一般質問で答弁として聞いてきた内容は、無償譲渡の方向でやるのだと、その方向性というか、そういう見通しだということをはっきり言っていたわけですよ。そういうお願いをしていると、それは実際なるかならないかわからないというような説明はなかったですよ。最近だっしてしていますよ、それは。だけれども、私が一般質問でその見通し、今後の将来展望聞いたときには、無償譲渡の方向だと、こういうふうに説明されてきた。これは議事録は精査しなければなりませんけれども、私はそう受け取ってきた。それは町議会を通じて、全町民に対してそういうことでの説明等発せられているわけですから、そこら辺は言い逃れしてはいけないと、私は思います。

そういう点で、今になってそういう言い方にしてくるということは、それは今後の問題にもかかわります。そういう態度でいると、その点で十分の反省がないと、今後も結局見通しの甘いまま過ぎていくという不安が、あるいは危惧が出てきますから、その点をしっかり確認していく必要があると思いますが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 国に対する希望として、我々は、そういう形で交渉していきますよということは言っておると思えます。しかしながら、無償譲渡になりますということをお約束をした、議事録精査と言いましたけれども、当然、それをやらしてもらえればわかると思えますが、少なくともそういうことでお約束をしたというような内容ではないのかなとは思っておりますが、いずれにしても議事録がもしあるとしたら、その内容を見ればわかるわけでありますので、今、この場で断定をしていただくということにはいかがかなと思えます。ぜひ精査してから、私の発言含めて精査して、再度いずれかの機会にお答えをしたい、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

それでは、ここで10分間、休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第41号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第41号平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（齋藤英彦君） 議案第41号の内容説明をいたします。

初めに、本補正の概要について申し上げたいと思います。

今回の補正につきましては、平成22年度に交付された退職者医療制度に伴う療養給付費等交付金について、社会保険診療報酬支払基金から本年の8月1日付で交付額の確定がなされ、本町においては交付額が超過していたということで、超過分の返還金が生じたところでございます。

また、この返還金の納期が本年9月末日の納期となっていることから、今回の補正予算に計上するものでございます。

なお、この返還金に伴う財源としましては、現時点での医療費の状況、あるいは国・道関係機関からの負担金などの実績が少なく、今後の見込みが不確定なことから、歳入歳出予算とも現計の予算額は動かさないで、現在、確定している平成22年度決算に伴う剰余金と残りの不足分については、歳入の諸収入に目を新設して、歳入欠かん補填収入をもって計上するものでございます。

それでは、別冊の別海町国民健康保険特別会計補正予算書、1ページをお開き願います。

平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,980万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

8款繰越金、1項で117万8,000円の増。

9款諸収入、3項で1,032万2,000円の増。

歳入合計で1,150万円を増額し、23億5,980万円とするものでございます。

次に、3ページの歳出です。

9款諸支出金、1項で1,150万円の増。

歳出合計で1,150万円を増額し、23億5,980万円とするものでございます。

次の事項別明細書、1の総括については省略をさせていただきます、9ページの歳出から説明いたします。9ページをお開き願います。

3の歳出です。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で申し上げたいと思います。

9款諸支出金、1項3目償還金1,150万円の増。冒頭に申し上げました平成22年度に概算交付された療養給付費等交付金の確定がなされ、交付金額の過不足額の精算に伴い返還金が生じたことから、返還金を増額するものでございます。

次に、7ページの歳入に入ります。

2の歳入です。

8款繰越金、1項1目その他繰越金117万8,000円の増、平成22年度決算の確

定に伴う剰余金の繰越金でございます。

9款諸収入、3項5目歳入欠かん補填収入、本目新設で、これは歳出予算における現時点での財源不足額を補う予算として計上するものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第8 議案第42号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 議案第42号平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（永野寛昭君） 議案第42号平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算について御説明いたします。

補正第1号の1ページをごらんください。

平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,810万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

4款繰入金、1項で150万円の減。

7款町債、1項で120万円の増。

歳入合計で30万円を減額し、5億5,810万円とするものであります。

次に、歳出でございます。

2款下水道施設費、1項で5万円の減。

3款集落排水施設費、1項、2項合わせて25万円の減。

歳出合計で30万円を減額し、5億5,810万円とするものであります。

4ページをごらんください。

第2表 地方債補正の追加でございます。

起債の目的、農業集落排水事業、限度額120万円、起債の方法、普通貸借、利率、3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）償還の方法、公的資金については、その融資条件によ

り、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

次の5ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括については説明を省略させていただきます。

9ページをごらんください。

初めに、3、歳出でございます。

2款、1項1目処理場費5万円の減。下水道脱水汚泥の処分が今年度から運搬込みの処分委託契約になったことから、処分委託料不足分の増額とそれに係る手数料及び運搬手数料の減額、また執行残の整理により業務委託料、検査委託料を減額補正するものであります。

10ページをごらんください。

3款、1項1目処理場費51万円の減。前ページの1目処理場費と同様に、処分委託料の不足分を増額、運搬委託料の減額、執行残による業務委託料、検査委託料を減額整理するものであります。

3目施設整備費180万円の増。上春別地区において、供用開始済みの区域での住宅新築に対して、現地の下水道本管が未整備のことから、新設整備するために増額補正するものでございます。

2項1目処理場費154万円の減。上段処理場費と同様に、処分委託料の不足分を増額、手数料、運搬委託料の減額、執行残による業務委託料、検査委託料を減額整理するものであります。

7ページに戻ります。

2、歳入でございます。

初めに、下段から説明をいたします。

7款、1項2目集落排水施設債120万円の増。農業集落排水事業上春別地区の排水管新設工事が、起債対象工事に該当することから、農業集落排水事業債を新設補正するものであります。

次に、上段です。

4款、1項1目繰入金150万円の減。町債で収入が見込めること、また、歳出が補正減になることから、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第9 議案第43号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 議案第43号平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（清水純夫君） 議案第43号の内容説明をいたします。

別冊の別海町介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,087万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,297万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入です。

4款支払基金交付金、1項で200万3,000円の増。

5款道支出金、1項で344万円の増。

7款繰入金、2項で2,759万9,000円の減。

8款繰越金、1項で5,302万6,000円の増。

歳入合計で3,087万円を増額し、9億9,297万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

4款基金積立金、1項で2,375万4,000円の増。

5款諸支出金、1項で711万6,000円の増。

歳出合計で3,087万円を増額し、9億9,297万円とするものです。

次の事項別明細書の1、総括については説明を省略しまして、7ページの歳入から説明をいたします。

7ページをお開きください。

款項の金額につきましては省略をいたしまして、目の金額で説明をいたします。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金200万3,000円の増、平成22年度介護給付費の確定によるものです。

5款道支出金、1項1目介護給付費負担金344万円の増、同じく平成22年度介護給付費の確定によるものです。

次に、8ページをお開きください。

7款繰入金、2項ゼロ目介護給付費準備基金繰入金2,759万9,000円の減。平成22年度決算により剰余金が生じ、繰り入れの必要がなくなり全額を減額し、廃目といたします。

8款繰越金、1項1目繰越金5,302万6,000円の増、22年度決算での剰余金処分によるものです。

次に、9ページをお開きください。

歳出です。

4款基金積立金、1項1目基金積立金2,375万4,000円の増、22年度繰越金を積み立てるものです。

5款諸支出金、1項2目償還金711万6,000円の増、平成22年度地域支援事業等の確定による国・道支払基金への返還金となります。

以上で、議案第43号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第43号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第10 議案第44号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第44号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田保圭乙君） 議案第44号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容を御説明申し上げます。

議案の5ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、6月30日に施行されましたことに伴い、本町の町税条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正点の主なものは、個人町民税における寄附金税額控除の拡充、租税罰則の見直し、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用期限の延長、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の適用延長の5点でございます。

議案書は5ページから12ページまでの長文でございますので、改正条文の朗読は省略させていただきます。主な改正の内容につきましては、お手元に配付しております別冊の議案資料により御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開き願います。

こちらの議案資料では、1ページから21ページまででございます。

それでは、主な改正要旨について御説明いたします。

番号1番、寄附金税額控除の拡充についてでございます。新旧対照表は、3ページ中段から6ページ中段でございます。改正の内容は2点でございます。

1点目は、個人住民税の寄附金税額控除の適用対象を追加するものでございます。改正前は、都道府縣市町村特別区及び共同募金会、日本赤十字社並びに社会福祉法人別海町社会福祉協議会、社会福祉法人べつかい柏の実会への寄附金を町民税の税額控除としておりましたが、改正後は、新たに学校法人等への寄附金を町民税の税額控除に加えようとするものでございます。2点目は、寄附金税額控除の適用下限額を改正前5,000円から2,000円に引き下げるものでございます。

次に、番号2番、租税罰則の見直しについてでございます。

改正の内容につきましては、現行の過料の改正と新たに過料を課すものでございます。新旧対照表は、3ページ上段と6ページ中段から8ページまででございます。

町民税ほか諸税の不申告、申告書等の不提出に対する過料を改正前3万円以下から10万円以下に増額するものでございます。また、たばこ税に係る不申告に対する過料及び特別土地保有税に係る不申告に対する過料、これら新設するものでございます。

次に、3番、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例についてでございます。新旧対照表は、10ページ中段でございます。こちらの改正の内容は2点でございます。

1点目は、免税対象牛の売却頭数要件の上限を改正前、年間2,000頭から年間1,500頭とするものでございます。2点目は、平成24年度までの特例適用期限を平成27年度まで延長するものでございます。

次に、番号4番、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用期限の延長についてでございます。新旧対照表は、19ページから20ページでございます。

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当割及び株式等譲渡所得に対する3%の軽減税率の特例を、平成25年12月31日まで延長するものでございます。

次に、番号5番、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の適用延長についてでございます。新旧対照表は、21ページでございます。

個人町民税への非課税措置の導入時期を延長するもので、施行期日を平成25年1月1日から平成27年1月1日とし、適用年度を平成25年度以降から平成27年度以降に延長するものでございます。

2ページをお開き願います。

その他の改正条項について御説明いたします。

番号1番、町民税の申告についてでございます。新旧対照表は、6ページ中段でございます。寄附金税額控除の条項改正に伴う条文の整理を行うものでございます。

次に、番号2番、固定資産税の課税標準についてでございます。新旧対照表は、7ページ上段でございます。地方税法の項の追加に伴う運用条項の整理を行うものでございます。

次に、番号3番、特別土地保有税の減額についてでございます。新旧対照表は、9ページ上段でございます。特別土地保有税に係る不申告に対する過料、第104条の2の追加に伴い、条の繰り下げを行うものでございます。

次に、番号4番、別表についてでございます。新旧対照表は、18ページでございます。寄附金税額控除の条項改正に伴い、別表の整理及び学校法人宝誠学園に対する寄附金を、町民税の寄附金税額控除対象法人として新たに加えるものでございます。

次に、番号5番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてでございます。新旧対照表は、11ページ下段から12ページ上段でございます。引用法令（高齢者の居住の安定確保に係る法律）の改正による適用対象の改正を行うものでございます。

次に、番号6番から13番の改正についてでございます。新旧対照表は、9ページ上段、12ページ上段から17ページまででございます。寄附金税額控除の拡充に伴う条文の整理でございます。また、法律を引用し、条文の簡素化を図るものでございます。

なお、3ページ以降の新旧対照表の説明につきましては、改正本文と同様、長文となりますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第44号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についての内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第44号の内容説明説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の説明の中の主な改正要旨の3番について、ちょっとお伺いしますけれども、免税対象牛の売却頭数要件の上限を2,000頭から1,500頭にするということですが、影響を受ける範囲ですね。件数だったら件数という形で出てくるのかどうか、影響がどういう形で出てくるか、教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 税務課長。

○税務課長（田保圭乙君） お答えいたします。

町内の肉牛、こういったものを飼育されておられます農家の農業者の昨年1年間の取り扱いについて調べたところ、最大で1,052頭の取り扱いであったということですので、2,000頭から1,500頭に上限が変わることによる不都合等は生じないものと、今のところ考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第11 議案第45号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第11 議案第45号別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤英敏君） 議案第45号別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明を行います。

この条例は、国の災害弔慰等に関する法律に準拠し、今回の台風12号や半年前の大震災等、異常な自然災害により死亡した住民の遺族に対し、国2分の1、道4分の1、町4分の1の負担割合により弔慰金の支給を行い、住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とするものです。今回、政府は、去る3月11日に発生しました東日本大震災に対応すべく、法律の一部を改正したところであります。

改正内容は、災害弔慰金の支給対象となる遺族に兄弟姉妹を加え、その範囲を拡大しました。町条例も国の法律に準拠しまして、改正いたしたく提案をするものです。

別冊の資料で御説明します。

別冊資料の22ページ、新旧対照表をお開き願います。

改正箇所は2カ所でございます。

内容としては、今回新たに第4条第1項第1号中、行の最後のほうになりますけれども、維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を加えます。これはもともとなる国の法律、災害弔慰等に関する法律の第3条第2項が、遺族の範囲を定めている条項ですけれども、今回改正されまして兄弟姉妹が追加されております。

一方、この町条例第4条第1項の遺族は、配偶者及び直系親族を意味するものです。よって、この第1項では、国の法律から合計親族の兄弟姉妹は除きますよという意でございます。

そして、この兄弟姉妹は、配偶者及び直系親族の順位を定めております第2号の後に、別に第3号として死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又はその祖父母のいずれもが存しな

い場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）とするものでございます。

いずれも兄弟姉妹という改正前の遺族とは、異なった順位の弔慰金支給対象者の範囲拡大に伴う条文の整理であります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するというものでございます。

以上、議案第45号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第45号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

それでは、ここで1時まで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

議場が大変暑くなってきたと、安部議員から申し出がありますので、午後からは上着を脱ぐことを許可いたしたいと思います。

◎日程第12 議案第46号

○議長（渡邊政吉君） それでは、日程第12 議案第46号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 議案第46号の内容説明をいたします。

議案の14ページでございます。

本件は、別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、育成牧場の位置に関する語句の追加、面積の修正及び指定管理に関する条項の追加などが主なものでございます。

議案の朗読につきましては省略をさせていただき、議案資料で説明をさせていただきます。

お手元の議案資料23ページをごらんください。

条例の新旧対照表でございます。

右側が改正前、左側が改正後の条例となります。改正部分は、下線を付して明示してございます。

まず、第1条の設置についてでございますけれども、第1条については改正はございません。

第2条、施設の名称、位置及び面積でございますけれども、第2条の表中、「位置の項に」それぞれ「別海町」を加え、面積の項中「1,147ヘクタール」を「1,084ヘク

タール」に改正するものでございます。63ヘクタールほどの減少でありますけれども、割譲等に伴った部分の整理をするものでございます。

第3条、管理につきましては削除いたしまして、第4条職員を第3条とし、次のページになりますが、第5条使用料を第4条といたします。第3条、牧場に必要な職員を置くことができる。

次のページ、第4条、牧場の使用料は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができるものと改正するものでございます。

条の表、使用料については、変更ございません。

改正前の25ページの右側になりますが、第6条、規則への委任これを第8条といたしまして、改正後の第4条の次に第5条から第7条の3条を加えるものでございます。

第5条、指定管理者による管理等。町長は、牧場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、牧場の管理を行わせることができる。

第2項、前項の規定により、牧場の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續、その他当該牧場の指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例（平成16年別海町条例第1号）の規定によるものとする。

第6条、利用料金。町長が適当と認めるときは、指定管理者に、当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第2項、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

第3項、前項に規定する利用料金は、第4条に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、当該指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第4項、指定管理者は、町長が特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第5項、指定管理者は、納入された利用料金を還付しない。ただし、町長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第7条、指定管理者が行う業務。指定管理者に牧場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

1号、家畜の飼養管理、授精等に関する業務。2号、草地の維持管理及び飼料収穫調整に関する業務。3号、施設及び設備の維持管理に関する業務。4号、施設等の利用承認に関する業務。5号、利用料金の徴収に関する業務。6号、前各号に掲げるほか、施設の管理のため必要な業務と指定管理にかかわる3条を追加いたしました。

繰り下げ後の第8条、規則への委任。この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めると改めるものであります。

附則といたしまして、施行期日を第1項、この条例は、公布の日から施行するとし、経過措置といたしまして、第2項、指定管理者に牧場の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の規定により町長がした許可、その他の行為又は町長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例の規定により指定管理者がした許可、

その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす、とするものでございます。

以上で、議案第46号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第46号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

3番森本議員。

○3番（森本一夫君） 改正後の第4条に牧場の使用料ということで、使用料という言葉使っていますが、第6条では、利用料というふうな使い方という言葉を使い分けていますけれども、これは何か意味があつての使い分けでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 使用料・利用料の関係でございますけれども、町が設置する施設の部分について、条例上決めているのは使用料ということで、指定管理者が徴収する料金については、利用料という言い方で区別をしているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本君、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第13 議案第47号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第13 議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第47号の内容説明をいたします。

議案の17ページをお開きください。

議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画、いわゆる総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第9項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、今般、別紙総合整備計画書のとおり、内容を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

変更の内容ですが、今回変更するのは、中春別辺地、上春別辺地及び西春別辺地となります。

18ページをお開き願います。

最初に、中春別辺地です。中春別辺地の総合整備計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間で、今回は第2次、2回目の変更です。

変更の内容につきましては、ページの下、3の公共施設の整備計画、交通道路において事業種別変更による路線の追加で増額を、また、保育所について外構工事の追加などに

より、増額変更をしようとするものです。

上段括弧書きが変更後で、交通道路は事業費が3億5,400万円、財源内訳は特定財源を2億円、一般財源を1億5,400万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億5,310万円にそれぞれ増額。保育所では変更後の事業費を2億1,032万円に増額。財源は、全額が一般財源で、このうち辺地対策事業債の予定額を1億9,890万円とし、合計では変更後の事業費を7億7,279万6,000円。内訳として、特定財源を2億608万円、一般財源5億6,671万6,000円のうち、辺地対策事業債の予定額を5億5,200万円にそれぞれ増額するものです。

そのほかの内容につきましては、変更前と同じですので、説明を省略させていただきます。

次に、19ページで、上春別辺地です。上春別辺地の総合整備計画も平成21年度から平成25年度までの5年間で、今回は第2次の変更となります。変更の内容は、上春別へき地保育園改築事業のため、整備計画施設に保育所を追加するものです。

ページ中段、2の公共的施設の整備を必要とする事情で、項目の3番目に保育所を追加し、その内容は、現上春別へき地保育園は昭和50年の建築で、狭隘な上、老朽化が進んでおり、快適な保育環境を確保するため改築の必要があるというものです。

また、3の公共的施設の整備計画に、保育所として全額を一般財源で、事業費1億9,686万3,000円、うち辺地対策事業債の予定額1億8,570万円を追加し、変更後の事業費を合計で16億6,469万5,000円に。財源内訳としては、特定財源に変更はなく、一般財源を7億6,399万7,000円、このうち辺地対策事業債の予定額を7億4,490万円に増額するものです。

次に、20ページをお開きください。

西春別辺地です。西春別辺地の総合整備計画は、平成19年度から本年、平成23年度までの5年間で、今回は第4次の変更となります。変更の内容は、整備計画施設に下水道施設を新たに追加、また、作業農林道1路線について、実施設計の完了に伴い、それぞれ事業費を増額するものです。

まず、ページ中段、2の公共施設の整備を必要とする事情につきましては、下水道の追加で、西春別終末処理場は運転開始後19年を経過しており、老朽化に伴う事故、機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、施設の改築、更新を効率的に進める必要があるというものです。

次に、3の公共的施設の整備計画で、施設名に下水道を追加。事業費は4,380万円で、財源内訳は特定財源が3,370万円、一般財源が1,010万円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が1,000万円。また、作業農林道では、変更後の事業費が7億2,587万2,000円で、特定財源には変更がなく、一般財源を4億1,127万4,000円、このうち辺地対策事業債の予定額を4億830万円に増額するものです。

合計では、変更後の事業費を9億4,077万2,000円に増額し、財源内訳で特定財源4億5,228万6,000円、一般財源を4億8,848万6,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を4億8,300万円に増額する。これが西春別辺地の総合整備計画の変更内容となります。

以上で、議案第47号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第48号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第14 議案第48号和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(佐藤英敏君) 議案第48号和解及び損害賠償額の決定について内容を御説明いたします。

本件は、保育園敷地内で発生した車両事故について、和解と損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の22ページをお開き願います。

まず、本件の経緯を御説明いたします。

議案に記載のとおりでございますが、本年8月3日午後4時半ころ、西春別幸町47番地の町立西春別へき地保育園敷地内の花壇の草取りを職員、保育士が行っておりました。雑草を入れた一輪車を移動中にバランスを崩し、園児を迎えに来ていまして、園内の駐車場に駐車していました保護者の車両に接触し、助手席ドアの下部に傷をつけたものでございます。

この事故に伴う損害賠償に関し、当事者間で次の和解条件のもと和解を成立させ、損害賠償額を決定するものでございます。

和解の条件は、1、当事者として、甲、相手方でございますが、個人情報に関係上住所、氏名は記載しておりません。別海町、個人でございます。乙として、別海町長水沼猛でございます。

2、和解条件。

(1)甲は、本件事故により、代車使用料及び車両損害料、合計で金7万8,000円の損害をこうむった。(2)乙は、上記損害額について甲に対し賠償をする義務があることを認め、金7万8,000円を和解成立後2週間以内に甲の指定する方法で支払う。(3)以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には、何らの債権債務がないことを確認する、というものでございます。

以上、内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第15 議案第49号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第15 議案第49号尾岱沼漁港における公有水面埋立についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（笠原悦雄君） 議案第49号尾岱沼漁港における公有水面埋立についての内容説明をいたします。

議案の23ページをお開きください。

本件につきましては、平成23年5月27日付で北海道から出願のあった公有水面埋立の免許について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から意見を求められたものです。

今回の埋め立ては、尾岱沼漁港広域漁港整備計画に基づき、築造して42年が経過し、老朽化が著しい係留施設を整備するために必要なものであり、埋め立てに同意したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

埋め立ての位置につきましては、議案資料で説明いたします。議案資料の26ページをお開き願います。

尾岱沼漁港の事業計画平面図です。図面の上側にあるのが、東防波堤になります。その東防波堤の北側、現在の漁船保管施設の前になりますが、黒く塗りつぶしてある部分が今回埋め立てしようとするところになります。

なお、参考までに申し上げますが、本漁港の整備につきましては、北海道が主体となって平成18年度から平成27年度までの10年間で、事業費約44億円の計画で現在進められているものです。

それでは議案に戻りまして、本文を朗読させていただきます。

尾岱沼漁港における公有水面埋立について。

公有水面埋立法（大正10年4月9日法律第57号）第3条第1項の規定により、北海道知事から公有水面埋立免許の出願に係る意見を求められたので、異議のない旨、答申することについて、同法同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

1、出願者、北海道。

2、埋立位置、野付郡別海町尾岱沼港町183番地1、310番地1、314番地、315番地及び316番地先の公有水面。

3、埋立の面積、1,670.18平方メートル。

4、埋立地の用途、漁船保管施設用地。

5、埋め立てに関する工事の施工に要する期間、3年3カ月。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第50号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 議案第50号町道の認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第50号町道の路線認定及び廃止についての内容説明を

いたします。

議案の24ページをお開きください。

本案につきましては、道営土地改良事業上春別第2地区一般農道整備の新規採択のため、計画路線の町道上春別52線5厘線を廃止するものです。

また、廃止する町道上春別52線5厘線の事業未施工区間を整理・統合するため、町道上春別南6号線についても一たん廃止とし、改めて事業未施工区間を含め、町道上春別南6号線として変更・認定するものです。

認定する1路線につきましては、道路法第8条第2項により、また、廃止する2路線につきましては、同法第10条3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

町道の路線認定及び路線廃止にかかわる概要につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料、27ページをお開きください。

既に認定している町道路線数は659路線で、総延長は1,200キロ65メートル39センチ（1,200,065.39メートル）です。また、平成22年度の道路改良工事等に伴う区域変更により、13メートル17センチ（13.17メートル）が延長減となります。今回の認定分は1路線で、3キロ342メートル14センチ（3,342.14メートル）です。また、廃止する路線は2路線で、6キロ134メートル35センチ（6,134.35メートル）です。これにより、認定路線数は658路線、総延長は1,197キロ260メートル1センチ（1,197,260.01メートル）となり、2,805メートル38センチ（2,805.38メートル）の減となっております。

なお、町道の路線認定及び路線廃止の位置図は、議案資料29ページ、30ページに添付しております。

説明については省略させていただきます。

以上で、議案第50号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第17 諮問第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第17 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の候補者として次の方を推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

現在、別海町には、人権擁護委員さんが5名おられます。そのうち、平成21年1月1日に選任されております岡部雪子さんが、本年12月31日で3年間の任期が満了となりますので、再任の推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、新たな任期につきましては、平成24年1月1日から平成26年12月31日ま

での3年間でございます。

岡部雪子さんの主な経歴を若干申し上げたいと思いますが、岡部さんは、別海町西春別94番地の12にお住まいでございまして、昭和23年12月13日生まれの満62歳でございます。岡部さんは、昭和44年に国際短期大学を卒業後、同年、中標津町役場に勤務され、翌年の昭和45年から2年間、中標津町自動車学校で勤務をした後、昭和47年から中標津町役場に戻りまして、平成14年まで、同町役場に勤務をされております。

公職関係の経歴といたしましては、平成4年から平成22年までの18年間、別海町民生児童福祉委員を6期、平成6年から平成10年までの4年間、別海町教育委員、平成5年から平成22年までの17年間、別海町社会福祉協議会評議委員などを歴任されました。

また、現在でございまして、平成11年から別海町国民健康保険運営協議会委員、平成16年から社会福祉法人べつかい柏の実会評議員、平成23年から別海町地域包括支援センター運営協議会委員、別海町介護保険事業計画策定委員を、それぞれ歴任をされております。

岡部さんは、人格、識見ともに優秀な方でございます。このたび法務大臣に人権擁護委員として推薦をいたしたく思いますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第18 認定第1号から日程第26 認定第9号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第18 認定第1号平成22年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第2号平成22年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第3号平成22年度別海町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第4号平成22年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第5号平成22年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第6号平成22年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第7号平成22年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第8号平成22年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第26 認定第9号平成22年度別海町水道事業会計決算認定についての9件については、一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、この決算認定については、特別委員会を設置し詳細な審議をいたしたいと考えておりますので、内容については要点にとどめて説明を願います。

それでは、副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 認定第1号から認定第9号までの、平成22年度別海町各会計決算についての要点説明であります。決算額をもって説明にかえさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、認定第1号一般会計歳入歳出決算でございます。

3ページをお開きください。

歳入であります。収入済額の合計で申し上げます。157億7,013万5,619円
であります。

次に、7ページをお開きください。

歳出ですが、支出済額の合計で申し上げます。152億3,100万1,820円であり
ます。

次に、8ページです。

歳入歳出差額は5億3,913万3,799円。うち基金繰入額2億5,000万円であ
ります。

次の事項別明細書につきましては省略させていただきます。

199ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額157億7,013万5,000円。歳出総額152億3,100万2,000
円。歳入歳出差引額5億3,913万3,000円。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明
許費繰越額4,273万2,000円。事故繰越額214万円。計で4,487万2,000
円。実質収支額4億9,426万1,000円。基金繰入額は2億5,000万円となっ
ております。

次に、認定第2号国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

202ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済額で申し上げます。23億8,065万47円ござい
ます。

次に、204ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額で申し上げます。23億2,466万8,814円ござ
います。

次のページ、歳入歳出差引残額5,598万1,233円でございます。

次のページの事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

223ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額23億8,065万円。歳出総額23億2,466万9,000円。歳入歳出
差引残額は5,598万1,000円であります。実質収支額は5,598万1,000円と
なっております。

次に、認定第3号老人保健特別会計歳入歳出決算でございます。

225ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済額で申し上げます。36万3,725円でございます。

次に、227ページ。

歳出でございますが、支出済額で申し上げます。36万3,725円でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次のページの事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

233ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 36万4,000円。歳出総額 36万4,000円。歳入歳出差引額はゼロ円
あります。

次に、認定第4号下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

235ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済額で申し上げます。5億2,389万1,771円
でございます。

次に、237ページ。

歳出でございますが、支出済額で申し上げます。5億2,371万6,112円
でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額は17万5,659円となっております。

次のページの事項別明細書につきましては省略させていただきます。

252ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 5億2,389万1,000円。歳出総額 5億2,371万6,000円。歳入歳
出差引額は17万5,000円であります。実質収支額は17万5,000円となり
ます。

次に、認定第5号介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございます。

253ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済額で申し上げます。8億7,256万3,660円
でございます。

次に、255ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額で申し上げます。8億7,227万8,601円
でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額は28万5,059円となります。

次のページの事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

次に、274ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 8億7,256万3,000円。歳出総額 8億7,227万8,000円。歳入歳
出差引額は28万5,000円。実質収支額は28万5,000円であり
ます。

次に、認定第6号介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

276ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済額で申し上げます。8億4,744万4,332円
でございます。

次に、277ページ。

歳出でございますが、支出済額で申し上げます。7億9,441万7,618円
でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額は5,302万6,714円となります。

次のページの事項別明細書につきましては省略させていただきます。

289ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額8億4,774万4,000円。歳出総額7億9,441万7,000円。歳入歳出差引額は5,302万7,000円であります。実質収支額は5,302万7,000円であります。

次に、認定第7号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

291ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済額で申し上げます。1億2,363万6,745円でございます。

次に、293ページ。

歳出でございますが、支出済額で申し上げます。1億2,293万5,345円でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額70万1,400円となります。

次のページの事項別明細書につきましては省略させていただきます。

次に、299ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額1億2,363万6,000円。歳出総額1億2,293万5,000円。歳入歳出差引額は70万1,000円であります。実質収支額は70万1,000円となります。

次に、財産に関する調書の内容を御説明申し上げます。

301ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、公有財産の土地及び建物でございます。土地につきましては、年度末現在高の合計額で申し上げます。合計で9,199万2,717平方メートルでございます。次に、建物につきましては、延べ面積の年度末現在高で申し上げます。合計で23万6,035平方メートルでございます。

次に、302ページをお開きください。

山林の保有でございます。面積は、年度末現在高の合計で6,601万1,106平方メートル。立木の推定蓄積量は、年度末現在高で63万6,106立方メートルでございます。

次に、有価証券は、株式会社別海観光開発公社などを合わせまして、年度末現在高で1億887万円を保有しております。

次に、出資による権利でございます。

北海道農業信用基金協会など11団体を合わせまして、年度末現在高で9億4,855万8,000円でございます。

次に、物品でございます。乗用自動車、貨物自動車など、年度末現在高の合計で173台保有しております。

次に、債権でございます。債権は奨学資金貸付金、アイヌ住宅貸付金など4貸付金があります。年度末現在高の合計で1億5,092万2,000円となっております。

次のページは基金でございます。基金は、別海町財政調整基金外23基金で、年度末預金残高の合計は29億2,425万5,000円となっております。土地所有面積は79万2,084平方メートルとなっております。

次に、305ページでございます。

早坂善也奨学基金運用状況調書でございます。年度末現在高で現金または預金は、241万円となっております。

次に、別海町土地開発基金運用状況調書でございます。年度末現在高の現金または預金は2,639万8,000円、土地は金額で1億4,928万7,000円、合計で1億7,568万5,000円となっております。

次に、別海町酪農畜産振興資金貸付基金運用状況調書でございます。年度末現在高の現金または預金は835万9,000円、貸し付けは39件で、1,874万6,000円、合計で2,710万5,000円となっております。

次に、別冊の公営企業会計の決算内容について御説明申し上げます。

認定第8号町立別海病院事業会計決算であります。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

事業収益決算額で16億6,201万9,071円でございます。支出は事業費用決算額で17億701万5,233円となっております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入の決算額で12億9,774万5,214円。支出の資本的支出決算額は13億2,082万4,374円でございます。

財務諸表以下につきましては省略させていただきますが、当該年度の純損失は5,119万7,508円となっております。

次に、認定第9号水道事業会計決算について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

水道事業収益決算額で7億803万9,756円でございます。支出は、水道事業費用決算額で4億9,255万1,070円となっております。

次に、16ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入の決算額で502万7,500円であります。支出の資本的支出決算額は3億834万9,252円でございます。

財務諸表以下につきましては省略させていただきますが、当該年度の純利益は2億752万8,254円となっております。

以上、認定第1号から認定第9号までの各会計決算の要点について御説明させていただきました。

なお、本件には、監査委員の決算審査意見書を添付しておりますので、申し添えます。

以上で、説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 認定第1号から認定第9号までの平成22年度別海町各会計決算認定の9件についての内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

なお、この審査につきましては、8人で構成する平成22年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、この審査は、8人で構成する平成22年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま設置いたしました平成22年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

2番松壽議員、4番今西議員、5番西原議員、6番沓澤議員、7番小林議員、9番瀧川議員、11番丹羽議員、17番安田議員の8名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8名の議員を、平成22年度別海町各会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成22年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告いたします。

委員長に丹羽勝夫委員、副委員長に西原浩委員、以上のとおり互選されました。

ここで、お諮りします。

平成22年度別海町各会計決算審査特別委員会の審査期間は、平成23年9月14日から次期定例会までといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間を、平成23年9月14日から次期定例会までとすることに決定いたしました。

◎日程第27 報告第4号

○議長（渡邊政吉君） 日程第27 報告第4号平成22年度別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 報告第4号の内容説明をいたします。

議案の35ページをお開き願います。

報告第4号平成22年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、平成22年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付させていただいております。

また、本日、議会への報告とあわせて、町のホームページ上でも公表を、また、広報紙「べつかい」には、決算状況とあわせて公表予定であることを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明申し上げます。議案下の表をごらんください。

まず、最初の表で健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標がありますが、平成22年度において実質赤字比率については、一般会計等における決算が黒字となったこと、連結実質赤字比率については町のすべての会計で黒字決算となったことから、これら指標の対象とならないため、数字が記載されておられません。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金合算額の標準財政規模に対する比率、これの3カ年平均値であらわしますが、本指標にかかわって財政健全化団体の指定を受ける早期健全化基準は25%、財政再生団体に指定される財政再生基準は35%と規定されており、本町の平成22年度の比率は、これらを下回る15.3%となりました。

続いて、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は98.6%で、これも早期健全化基準である350%を下回っております。

次に、下の表で資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が、それぞれの公営企業の事業規模に対する比率であらわされる指標で、当町では、法非適用の下水道事業特別会計、法適用の病院事業会計、水道事業会計について公表いたしますが、平成22年度においては、三つの全会計で資金不足が生じなかったことから指標の対象とはならず、数字の記載はございません。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、明日は、午前10時から一般質問を行います。

町長初め管理職の皆様、議員の皆様、御苦勞さまでございました。

散会 午後 2時14分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員